

## 育児休業事由による支給認定有効期間の変更について

### 1 変更内容

育児休業事由による支給認定の有効期間について、育児休業に係る子どもが1歳6か月に達する月の末日までと規定しているが、**2歳に達する月の末日まで**に変更する。

### 2 変更理由

当市では、育児休業事由による支給認定の有効期間について、育児休業給付金の支給対象期間に合わせて規定しているため、当該給付金の支給対象期間が延長されたことに伴い、支給認定の有効期間を変更するもの。

#### 【育児休業給付金の支給期間の変更内容】

平成 29 年 10 月 1 日より、育児休業に係る子どもが1歳6か月に達する日の翌日において、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、更に育児休業を取得する場合、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金が支給対象。

	変更前	変更後
育児休業給付金の支給対象期間	子が1歳6か月に達する日前まで	子が2歳に達する日前まで
育児休業事由による支給認定期間	育児休業に係る子どもが1歳6か月に達する月の末日まで	育児休業に係る子どもが2歳に達する月の末日まで

### 3 変更時期

平成 29 年 10 月 1 日から適用する。